

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集について

1 経緯

令和4年改正児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとしている者について、相談その他の援助を行う施設として、里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。

また、改正児童福祉法において、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下「意見聴取等措置」という。）を行う規定が新設されたことに伴い、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置を行うこととされた。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、婦人相談所、婦人相談員の名称が見直された。

さらに、厚生労働省から子ども家庭庁に所管事務が移管されたことに伴い、関係する法令等の整理が行われた。

これに併せて、内閣府令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が改正され、「こども家庭庁組織規則」が定められたことから、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正を行う必要がある。

2 条例改正案の概要

児童福祉法の規定により、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、内閣府令で定める基準に基づき、都道府県において条例で定めることとされている。

このため、次のとおり沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を検討している。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の改正に併せて、本条例においても同様に、里親支援センターに係る規定を追加する。

- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の改正に併せて、本条例においても同様に、意見聴取等措置を行う旨の規定を追加する。
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の改正に併せて、本条例においても同様に、婦人相談所、婦人相談員の名称を見直す。
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の改正等に合わせて、本条例においても同様に、所要の改正を行う。